

熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定(素案)に関する パブリックコメントの結果について

熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定(素案)のパブリックコメントの結果について、下記のとおり公表します。

記

- 1 意見募集期間
令和7年(2025年)12月12日(金)～令和8年(2026年)1月13日(火)
- 2 意見提出人数及び件数
3名、4件
- 3 意見募集結果公表期間
令和8年(2026年)3月24日(火)～令和8年(2026年)4月24日(金)
- 4 公表する内容
提出されたご意見と、それに対する市の考え方
- 5 公表方法
熊本市ホームページ掲載
健康危機管理課及び総合保健福祉センターでの資料縦覧

【お問い合わせ先】

健康福祉局 保健衛生部 健康危機管理課
電話：096-364-3311
課長：木庭 礼子(きば れいこ)

熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）に関する
パブリックコメントの結果について

令和8年（2026年）3月24日

健康危機管理課

熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきます。

記

- 1 意見募集期間 令和7年（2025年）12月12日
～令和8年（2026年）1月13日
- 2 意見募集結果の公表日 令和8年（2026年）3月24日
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 3名
ご意見の件数（まとめごと） 4件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきます。

（内訳）

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 1件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 0件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 3件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 0件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 0件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、健康危機管理課窓口、総合保健福祉センター1階でも閲覧できます。

お問合せ先

熊本市 健康危機管理課

電話番号 096-364-3311

パブリックコメントの実施結果

1 実施概要

(1) 意見募集期間：令和7年（2025年）12月12日（金）～令和8年（2026年）1月13日（火）

(2) ご意見の提出状況： ご意見を提出された方の人数 3名

ご意見の件数 4件

2 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳	
1	p33、34 「第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み」「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」	4-2 初動期 及び4-3 対応期の（1）迅速な情報提供・共有に 「的確」か「適確」などの文言を入れてほしい。 コロナ禍でも、マスコミ等の報道が過熱し、個人情報を守られていない状況となっていた事例もあったと記憶しているので、迅速だけでなく正確な必要最低限の情報であることが大事だと考える。	ご意見を踏まえ、「第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み」「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」中p33「4-2 初動期(1)」及びp34「4-3 対応期(1)」の見出しを下記のとおり変更します。 対策の実施にあたっては、迅速な対応に加え、科学的根拠に基づいた情報発信を行い、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮した情報提供・共有に努めます。 【変更前】 (1) 迅速な情報提供・共有 【変更後】 (1) 迅速かつ的確な情報提供・共有	対応1 (補足修正)
2	—	公共交通機関を利用する際はマスク着用を義務化してほしい。	マスク着用については、混雑空間における飛沫拡散防止の観点から、有効な対策の一つであると認識しております。一方で、疾病、障がい等により着用が困難な状態にある方々への配慮を含め、運用面での整理が必要であると考えております。 今後は、国の方針や科学的根拠、感染症の特徴、流行状況等を踏まえた上で、 ・公共交通機関におけるマスク着用の位置づけ ・マスク着用が困難な方への配慮措置および周知方法 ・換気や混雑緩和等の総合的な感染防止策 について、必要な検討を行ってまいります。	対応3 (説明・理解)
3	—	講演会やイベント等、室内で多くの客が集まる場所ではマスク着用を義務化してほしい。	マスク着用については、混雑空間における飛沫拡散防止の観点から、有効な対策の一つであると認識しております。一方で、疾病、障がい等により着用が困難な状態にある方々への配慮を含め、運用面での整理が必要であると考えております。 今後は、国の方針や科学的根拠、感染症の特徴、流行状況等を踏まえた上で、 ・講演会やイベント等におけるマスク着用の位置づけ ・マスク着用が困難な方への配慮措置および周知方法 ・換気の強化、会場内の人流の管理、座席配置の工夫等を含む総合的な感染防止策 について、必要な検討を行ってまいります。	対応3 (説明・理解)
4	—	コロナ禍時に行った対策の検証をお願いしたい。 マスク着用や過剰な消毒や行動制限。パーティーやレジの手袋等、感染には無意味な対策が多かったように感じる。ワクチンの効果も同様。これらの対策の効果を検証しないまま、「やります感」だけの対策を市の行動計画だからということで市民に強制するようなことが起こらないとも限らない。 市が人権侵害をすることがないよう、慎重な対応をお願いしたい。	本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和6年度に改定された「政府行動計画」及び「県行動計画」を受け、新たな感染症危機への備えを充実させ対応力の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応や課題を踏まえ、改定するものです。 対策の実施にあたっては、同法第5条により、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、必要最小限の制限のものでなければならずと規定されており、基本的人権を尊重することが基本的な考え方です。 関係法令や国の定める基本的対処方針、科学的根拠等に基づき、効果的な感染対策を検討するとともに、迅速かつ的確な感染対策に関する情報提供・共有に努めます。	対応3 (説明・理解)